

クレジット・サラ金事件 弁護士着手金報酬金基準

小林和恵法律事務所

1. 任意整理（非事業者で、債権者主張の債権額が 1000 万円以内の場合）

(1) 着手金

2 万 1000 円×債権者数。最低 5 万 2500 円

但し、同一債権者でも別支店の場合は別債権者とする。

(2) 報酬金

1 債権者について、2 万 1000 円に下記金額を加算した金額とする。個々の債権者と和解が成立する都度、当該債権者に対する報酬金を請求することができる。

(a) 当該債権者主張の債権額と和解金額との差額の 1 割相当額

(b) 交渉によって過払い金の返還を受けた時は、当該債権者主張の債権額の 1 割相当額と過払金の 2 割相当額の合計額

(3) 分割弁済金代理送付手数料

金融機関の送金手数料を含め、1 件 1 回 1000 円とする。

(4) 任意整理が終了した後、再度支払条件等の変更につき各債権者と交渉せざるを得なくなったときは、当初の委任契約と別契約とする。

(5) 前各項にかかわらず、債権者の中に商工ローン業者（中小業者に対して比較的多額の金利貸付を主要な業務とする貸金業者）が含まれる任意整理事件については、商工ローン業者 1 社について 5 万 2500 円として、(1)・(2)の着手金・報酬を算定し、かつ、着手金の最低額は 10 万 5000 円とする。

2. 自己破産（非事業者）

(1) 着手金

(a) 債務金額が 1000 万円以下の場合

債権者数に応じて、次の金額とする。

10 社以下 21 万円

11 社から 15 社まで 26 万 2500 円

16 社以上 31 万 5000 円

(b) 債務金額が 1000 万円を超え 3000 万以下の場合

債権者数にかかわらず 42 万円

(c) 債務金額が 3000 万円を超える場合

債権者数にかかわらず 52 万 5000 円

(d) 夫と妻、親と子等関係ある複数人からの受任で、同一裁判所での同時進行手続の場合、1 人当たりの金額は、(a) については 5 万 2500 円を、(b) と (c) については、10 万 5000 円を各々減額した金額とする。

会社と代表者個人の双方から受任する場合の代表者個人についても同様とする。

(2) 報酬金

免責決定が得られた場合のみ、上記着手金の半額とする。最低額は 10 万 5000 円とする。

(3) 任意整理から自己破産へ移行した場合

①任意整理案の提示前に自己破産に移行せざるを得なくなったときは、自己破産の着手金のみ受領できるものとし、任意整理の着手金との過不足を清算する。

②任意整理案の提示後、任意整理完了前に自己破産に移行せざるを得なくなったときは、任意整理の着手金及び報酬金と別途に自己破産の着手金を受領できるものとする。但し、自己破産に移行せざるを得なくなった事情に応じて、着手金の相当額を減額することができる。

(4) 裁判所から任意配当の勧告を受けた場合

任意配当手数料 一律 5 万 2500 円とする。

3. 個人再生事件（非事業者・小規模個人及び給与所得者等再生事件）

(1) 着手金 住宅資金特別条項を提出しない場合 31 万 5000 円
住宅資金特別条項を提出する場合 42 万円

(2) 報酬金
認可決定が得られた場合のみ、上記着手金の半額とする。

裁判所納付費用（さいたま地方裁判所 川越支部の場合）

自己破産	申立印紙代		1, 500円
	予納金		10, 290円
	予納郵券		(@ 80 × 債権者の数)
管財事件の場合	申立代理人がついた場合		
	管財人費用	原則	200, 000円
	関連事件	1件	50, 000円
	予納金		13, 450円
個人再生	申立印紙代		10, 000円
	予納金	原則	11, 928円
	予納郵券		2,400円 + @ 90 × 債権者の数